

商品概要説明書—おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図—

2026年4月1日現在

項目	内容	
1. 商品名	おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図（合同運用指定金銭信託）	
2. ご利用者	個人の方	
3. 目的	この信託（以下「本信託」といいます。）は、委託者兼当初受益者（以下「委託者」といいます。）が代理人（以下のサポート事業者を指定いただきます。）との間で、身元保証および委託者の相続発生後の手続（以下これらを総称して「サポート事務」といいます。）を目的とする契約（以下「サポート契約」といいます。）を締結するにあたって、自らの財産を受託者であるりそな銀行に信託することにより、①自らの生前は、代理人も委託者の生活に必要な資金を信託財産から出金することを可能とし、②死亡後は、サポート契約等に基づきサポート事業者が委託者のためにするサポート事務の対価・費用について、信託財産から支払うことを可能とすることにより、安心して資金管理を委託するとともに、サポート事務が適切に履行されるようにすることを目的としています。	
4. し く み	<ul style="list-style-type: none"> ● 残余財産の交付方法によってⅠとⅡからお選びいただけます マイトラストⅠ：残余財産は相続財産として相続人さま等がお受取り マイトラストⅡ：残余財産はお客さまがあらかじめ定めた個人や法人がお受取り ● 支払資金の用途に合わせて2口座（①支払口座、②相続後口座）を開設します ● りそな銀行が提携する高齢者等終身サポート事業者（以下「サポート事業者」といいます。）をお客さまの代理人として設定いただきます。 ● 代理人はお客さまの相続発生後、サポート事務のために信託契約に基づき信託財産から一定の金銭の支払を受けることができます。 【関係当事者と契約の関係性】	
	おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図Ⅰ	おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図Ⅱ
5. 関係当事者	お客さま（委託者）が受益者となります。 お客さまのご相続発生後、お預りした財産は相続財産として相続人さま等がお受取りします。 お客さまは、残余財産受益者をあらかじめ指定しておくことができます。 残余財産受益者：お客さまの相続発生時にお客さま（当初受益者）が有する本信託の受益権（以下「本受益権」といいます。）は消滅し、残余財産受益者が本受益権を取得します。 残余財産受益者は1名（法人の場合は1社）とします。 （例）委託者（お客さま） 残余財産受益者：あらかじめお客さまが定めた個人や法人 代理人の役割：サポート事業者とのサポート契約等を前提に、医療費や介護費用、サポート事務費用（委託者相続発生後）のお引出しなど、あらかじめ信託契約で定めた範囲内でお客さまに代わって手続を行います。 また、代理人は委託者相続発生後、信託財産から、サポート契約に基づき行った相続後の事務に係る費用および手数料の支払いを受けることができます。 ※りそな銀行は提出された証憑に基づき注意をもって支払に応じた際に代理人が不正の意図をもって請求を行い、それにより委託者兼受益者、その相続人その他の承継人または残余財産受益者に損害が発生したとしても、りそな銀行はこれらの者に対し責任を負いません。	
6. 期 間	特別約定に定める日までとします。	
7. 運用の基本方針	合同運用指定金銭信託は、利息等の安定的な収入の確保により、信託財産の成長を図ることを運用の基本方針とします。	

りそな銀行 信託代理店 関西みらい銀行

項目	内 容									
8. 運用制限	ありません。(合同運用指定金銭信託の信託財産の運用対象には貸付金、株式等があり、約款第3条に規定しています。)									
9. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ●現金、他口座からの振替でお預入れいただけます。 ●委託者の方は追加のお預入れが可能です。 									
当初信託金額	①②合計で1,000万円以上(①支払口座200万円以上、②相続後口座200万円以上)									
10. 交付条件	信託契約で定める通りの方法で、お支払いします。									
支払口座	お受取りの方法は、(1)(2)から選択できます。 (1)生活費・医療費・介護費等に充当するため、「特約交付金支払依頼書」による信託財産の定時定額の交付 (2)医療費・介護費・介護保険施設費・公租公課に関する都度の支払									
相続後口座	入院精算費用・葬儀費用・お布施・自宅や施設居室の原状回復費用等に関する都度の支払									
11. 収益金	<ul style="list-style-type: none"> ●お預入日に予定配当率を明示します。 ●予定配当率は原則として3月および9月の各26日に変更し、りそな銀行の店頭に表示します。 ●予定配当率は保証するものではありません。 									
お支払	毎年3月と9月の各26日に元本に組み入れます。									
12. 収益金の計算	合同運用指定金銭信託で、毎年3月と9月の各26日にお支払いする収益金は、半年間の利益より運用信託報酬および諸経費等を控除した金額とします。									
13. 信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ●契約締結時報酬 契約締結時報酬として、支払口座にお預入れする信託財産により以下の割合で計算した金額(税込)の合計金額を信託財産とは別に申し受けます。 ※契約締結時最低報酬金額 165千円(税抜150千円) <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">信託元本 (支払口座)</td> <td>2000万円以下</td> <td>3.3%</td> <td rowspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>2000万円超～5000万円以下</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>5000万円超</td> <td>1.1%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※定例管理報酬はいただきません。 ●追加信託時報酬 追加信託時報酬として、追加直後の信託財産により上記区分の割合で計算し、追加前に受領した信託報酬金額は控除します。 ●相続時支払報酬 相続時支払報酬として、以下の金額を相続後口座から申し受けます。 33万円(税抜30万円) ※本信託契約締結日以降、相続時支払報酬を支払うまでの間に消費税等の税率が変更された場合は、本信託契約における報酬額は、税抜金額に消費税等相当額を加えた金額に随時変更されるものとします。 ●運用信託報酬 合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの配当額を差し引いた金額(元本に対して、年0.01/100から5/100の範囲内)を信託財産から申し受けます。 		信託元本 (支払口座)	2000万円以下	3.3%	□	2000万円超～5000万円以下	2.2%	5000万円超	1.1%
信託元本 (支払口座)	2000万円以下	3.3%		□						
	2000万円超～5000万円以下	2.2%								
	5000万円超	1.1%								
14. 手数料	ありません。(ただし、合同運用指定金銭信託の中途解約時(後記15の場合)の手数料を除きます。)									
15. 中途解約時の取扱い	<p>本信託は、原則として中途解約はできません。</p> <p>本信託でお預かりした金銭については合同運用指定金銭信託(5年もの)で運用します。</p> <p>本信託契約締結後、解約までの期間が5年に満たない解約(死亡による信託終了を含みます。)の場合には、りそな銀行所定の合同運用指定金銭信託の解約手数料を申し受けます。ただし、信託契約締結日から当該解約までに当該解約対象となる信託元本について生じた税引後の収益金の額を限度とします。</p>									
16. 信託の終了事由	<ul style="list-style-type: none"> ① 信託財産の交付により信託財産がなくなったとき ② お客さまが本信託契約の定めるところに従って本信託の全部を解約したとき ③ りそな銀行が本信託契約の定めるところに従って本信託を解約したとき ④ お客さまのご相続発生後において、サポート事業者に対する死後の事務に係る費用等の信託財産からの支払いが完了したとき ⑤ お客さまと代理人との間のサポート契約が解約されたとき ⑥ りそな銀行が本信託契約に定めるところに従って受託者を辞任したとき ⑦ りそな銀行とサポート事業者の間で締結された本信託に係る協定書の効力が終了したとき(ただし、本信託契約を継続させることが必要であると認め、りそな銀行とサポート事業者が合意した場合を除きます) 									
17. 契約変更の取扱	原則としてできません。ただし、やむをえない事情がありお客さまとりそな銀行が合意した場合または信託契約で定められた事由に該当する場合には応じることがあります。									
18. 法律・税制上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまのご相続発生時には、民法・相続税法の適用を受けます。 ●将来の法律・税制の変更により、お取扱いが異なる可能性があります。 ●法律・税制のお取扱いにつきましては、専門家にご相談ください。 									
19. 預金保険適用元本補てん契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●本信託の元本は、預金保険制度の対象となります。 ●貸出金や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託金の元本に欠損が生じた場合には、りそな銀行が元本を補てんします。 <p>ただし、りそな銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には履行できない場合があります。</p>									
20. 利益補足契約の有無	利益の補足は行いません。貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、配当率が予定配当率を下回る可能性があります。									
21. 相続発生時の留意点	<p>おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図Ⅰ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支払口座 ・速やかに相続手続を行ってください ②相続後口座 ・死後の事務に係る費用の精算後*に相続手続を行ってください * 代理人から終了届出を提出いただけます 	<p>おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支払口座 ・残余財産受益者に速やかに交付します。 ・ただし、りそな銀行の相続発生時の届出より前に、お客さままたは代理人の指図により、支払がされた場合、相続発生時の残高から支払済の金額を控除した残額が支払われます。 ・相続の届出の遅滞により、支払口座の残高が相続発生時の口座残高よりも減少した場合、かかる減少後の残高についてのみ、残余財産受益者(残余財産受益者の指定がない場合、委託者の相続人、受遺者その他の承継人)は、りそな銀行から支払を受けることができます。 ②相続後口座 ・死後の事務に係る費用の精算後*に残余財産受益者に財産を交付します。 相続税の課税対象額や控除可能な費用、実際の申告等については、必ず税理士等の専門家にご相談ください。 * 代理人から終了届出を提出いただけます 								
22. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ●関係当事者の変更事由は他の関係当事者の事由の場合も含みりそな銀行へお届けください。 届出がない場合、りそな銀行は財産の交付等を行えない場合があります。 ●お申込みに関しては、りそな銀行所定の審査が必要となります。 ●お客さまは、本信託の残余財産受益者を、遺言により変更することはできません。 									
23. 指定紛争解決機関の名称	りそな銀行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335または03-6206-3988	関西みらい銀行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772								
おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図Ⅰ		おひとりさま安心信託 マイトラスト未来安心図Ⅱ								